

令和5年3月31日現在

国民健康保険 傷病手当金の申請について(被保険者のかたへ)

武蔵野市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国の通知に基づき傷病手当金を実施しています。申請に際しては、以下の点を再度ご確認くださいうえで、手続きのほど、ご理解、ご協力をお願いします。

(1) 対象者

被保険者で給与等の支払いを受けているかたが以下のいずれかに該当し、療養のため勤務することができなくなった場合に対象となります。

①新型コロナウイルス感染症に感染したとき

②発熱、味覚異常、体のだるさ等の風邪に似た症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき

※事業主は傷病手当金の支給の対象とはなりません(法人として事業を行う場合で、法人の事業主が給与等を受けている場合は支給の対象となる場合があります。)

※風邪に似た症状はなく、濃厚接触者として勤務できなかった場合や事業主からの自宅待機要請によって勤務できなかった場合は、傷病手当金の支給の対象とはなりません。

(2) 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) ×
2/3 × 支給対象となる日数

※1日当たりの支給額の上限額は 30,887円です。

※療養のために勤務することができなくなった日につき給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されるか、支給されません。

(3) 支給対象となる日数

勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち勤務を予定していた日。

(4) 適用期間

令和2年1月1日から令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで。

※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は支給の対象となりません（なお、申請できる期間は、申請対象日から2年間です）。

（5）申請等について

申請等の手続きに関して、以下の点にご理解とご協力をお願いします。

- ①申請の際は、事前に必ずお電話で相談ください。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、郵送での申請をお願いします。
- ③申請等の手続きに関するご相談やお問合せは極力お電話でお願いします。

（6）提出書類について（記入例を参考に記載してください。）

申請には以下の書類の提出が必要です。

- ①傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- ②添付資料（被保険者記入用）
- ③添付資料（事業主記入用）
- ④添付資料（医療機関記入用）

※医療機関を受診していない場合は不要

※保健所の指示により宿泊又は自宅で療養を要した場合であって、医療機関が証明できない場合は、保健所の発行する宿泊自宅療養証明書

- ⑤給与等の支払いが確認できる書類（給与明細や給与が振り込まれた通帳の写し）直近3か月分
- ⑥世帯主本人確認書類及び被保険者の保険証の写し
※審査のため、追加で書類の提出をお願いする可能性があります。ご理解とご協力をお願いします。

（7）代理人が手続きをする場合について

- ①代理人が手続きをする場合は、委任状及び代理人確認書類の写しを添付してください。
- ②世帯主以外の方の口座への支払を希望される場合は、傷病手当金支給申請書の【受取代理人の欄】を必ずご記入ください。

（8）支給手続き等について

申請をいただいてから支給決定まで、申請内容の確認のため、事業主、医療機関へ調査及び照会を行う必要があるなど、時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

(9) 傷病手当金の返還について

支給決定後に支給要件に該当しないことが判明した場合や過払いが生じた場合は、支給した傷病手当金を返還していただきます。

問合せ先

武蔵野市健康福祉部保険年金課国保年金係
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-60-1834 (直通)